

資料 2

（2）日高市健幸のまち推進のための受動喫煙防止条例の制定について

1 概要

喫煙や受動喫煙は、慢性閉塞性肺疾患（COPD）やがんの原因となるほか、妊婦や子どもに悪影響を及ぼすことが知られています。市では、健康増進計画等を踏まえ、受動喫煙の防止に取り組んでいるところです。近年、喫煙者数は減少傾向にあり、喫煙マナーも向上している現状を考えますが、人が集まる場所の周辺において、「望まない受動喫煙」を発生させない取組が必要であると考えられます。

また、令和8年3月には、高麗川駅の東西自由通路及び駅舎の整備による駅東口の開設や、旭ヶ丘地区の土地区画整理事業の竣工に伴う武蔵高萩駅（特に「あさひ口」）の乗降客数が増加することが見込まれます。これら社会状況の変化を踏まえ、「健康増進法」及び「埼玉県受動喫煙防止条例」で効力が及ばない市内の各駅周辺の路上等において、「望まない受動喫煙」を防止するための条例を制定し、市民の皆さんのが健康で生き生きと幸せに暮らす「健幸のまち」の実現に取り組むものです。

2 条例の内容

市内の全4駅周辺の路上を対象に、喫煙禁止区域（下記のとおり）を設定し、喫煙を禁止します。

（1）区域の詳細

鉄道会社	駅名	区域
東日本旅客鉄道(株)	高麗川駅	駅前広場（東・西口）及び自由通路
東日本旅客鉄道(株)	武蔵高萩駅	駅前広場（さくら・あさひ口）及び自由通路
西武鉄道(株)	高麗駅	駅前広場
西武鉄道(株)	武蔵横手駅	駅前広場

（2）罰則 なし

3 今後の予定

- 令和8年1月 市民コメント実施（1月上旬から2月上旬まで）
- 3月 令和8年第1回（3月）定例会に条例案を提出予定
- 7月 条例施行予定

4 今後の取組み

- 令和8年4月以降、路面標示及び看板設置等で周知して、受動喫煙防止に努めます。

各駅前に設定する喫煙禁止区域のイメージ

高麗川駅



武藏高萩駅



喫煙禁止区域



日高市

路面標示(イメージ)

高麗駅



武藏横手駅



前文（時代の要請といった条例を制定するに至った経緯等について記述予定）

（目的）

第1条 この条例は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条の規定に基づき、受動喫煙の防止に関する市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、路上等における望まない受動喫煙の防止に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 喫煙 法第28条第2号に規定する喫煙をいう。
- (2) 受動喫煙 法第28条第3号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) 市民等 市内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 路上等 市内の道路、公園、広場その他の屋外の公共の場所をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、路上等における受動喫煙を生じさせることがないよう配慮しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、路上等における受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が行う路上等における受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

（喫煙禁止区域の指定）

第6条 市長は、受動喫煙の防止を重点的に行うことが必要であると認める路上等を喫煙禁止区域（以下「喫煙禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による指定の変更若しくは解除をしたときは、その旨を告示するものとする。

（喫煙の禁止）

第7条 市民等は、喫煙禁止区域において、喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した場所においては、この限りでない。

（指導）

第8条 市長は、前条の規定に違反して喫煙をしている者に対し、必要な指導を行うことができる。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第9条 市は、受動喫煙が人の健康に悪影響を及ぼすこと等について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

（雑則）

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。